

職場のトラブルや悩み事を相談しませんか！

大分県の労働110番

令和7年
3月

3月7日(金)～9日(日) 「働き方のトラブル集中労働相談会」開催!!

労働に関することならなんでもお伺いします!!



日時：3月7日(金) 8:30～20:00

8日(土) 9:00～18:00

9日(日) 9:00～18:00

場所：大分県労政・相談情報センター（県庁舎本館7階）

※3月は労働なんでも相談会も開催します!! @国東市

日時：3月16日(日) 10:00～15:00

日曜開催!!

場所：アストくにさき 1階小会議室

(国東市国東町鶴川160-2)

- ・社会保険、年収の壁の仕組みがよくわからない
- ・退職したいのに退職を認めてもらえない
- ・職場の人間関係で悩んでいる



など、仕事の悩みを1人で抱えていませんか？

秘密厳守・相談無料・予約不要・電話相談も可能

《電話相談は下記ダイヤルまで》

(携帯電話などからは)

☎ 097-532-3040

(フリーダイヤル)

☎ 0120-601-540

なお、大分県では、上記相談会以外にも
月曜日から金曜日の8:30～17:15(祝日・年末年始除く)において、
労働相談(電話対応も実施)をお受けしています。
一人で悩まずに、まずはお気軽にご相談ください。

《お問い合わせ先》

県労政・相談情報センター(県庁舎本館7階 雇用労働室内)

☎ 097-532-3040

主催：大分県

共催：国東市

育児・介護休業法の改正ポイント

※2025（令和7）年4月1日改正分

1 子の看護休暇の見直し

改正前

名称
子の看護休暇

対象となる子の範囲
小学校就学の始期に達するまで

取得事由
病気・けが・予防接種・健康診断

労使協定の締結により除外できる労働者
(1)引き続き雇用された期間が6か月未満
(2)週の所定労働日数が2日以下

改正後

名称
子の看護**等**休暇

対象となる子の範囲
小学校3年生修了までに延長

取得事由（下記が**追加**）
感染症に伴う学級閉鎖等・入園(入学)式・卒園式

労使協定の締結により除外できる労働者
(1)を撤廃し、(2)のみと変更
※「週の所定労働日数が2日以下」のみとなる

2 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

改正前

労働者は、3歳に満たない子を養育している場合、請求することで所定外労働時間の制限（残業免除）を受けることが可能。

改正後

所定外労働時間の制限（残業免除）を請求することができる労働者の範囲が、**小学校就学前の子を養育する場合にまで拡大**。

3 育児のためのテレワーク導入の努力義務化 短時間勤務の代替措置にテレワークを追加

3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化。

4 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大

従業員数300人超の企業に、育児休業等の取得状況を公表することが義務付け。
(現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付け)

公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における男性の「育児休業等の取得割合」または「育児休業等と育児目的休暇の取得割合」のいずれかの割合

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことを指す

- ・育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業